

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 28 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 中里委員  
奥山委員 間野委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 24 年 2 月 28 日 (火) 午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項  
「年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議」について ほか
- 3 審議案件  
教委第 74 号議案 横浜市三殿台考古館条例施行規則等の一部改正について  
教委第 75 号議案 教育長に専決させる請願及び陳述の指定の一部改正について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。

まず、事務局から報告を求められておりますので、報告をお願いします。

重内総務課長 本日の議事日程として予定しておりました、教委第76号議案、職員の人事については取り下げをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今田委員長 それでは、教育委員会第76号議案、職員の人事についてはそのようにいたします。

次に会議録の承認を行います。1月24日の教育委員会臨時会の会議録署名者は奥山委員と私です。また、2月1日の教育委員会定例会の会議録署名者は小濱委員と中里委員です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

では議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 【教育長一般報告】

#### 1 市会関係

- 2/2 本会議（第1日）会期決定
- 2/15 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/16 こども青少年・教育委員会
- 2/23 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/24 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託

それでは資料にございますように、市会との関係でございますが、2月2日に本会議第1日目が開催されました。そこで会期の決定がなされました。以降、3月末まで予算市会が始まっております。

続いて2月15日に2日目として一般議案の上程、その他を行いました。あわせて平成24年度予算の予算案の上程と説明がなされております。

2月16日には、こども青少年・教育委員会という常任委員会が開催され、2月15日に上程された議案について審査が行われています。

それから2月23日、本会議の第3日目ということで一般議案の議決が行われ、予算の代表質疑が行われました。

翌24日には、本会議が行われまして、予算関連質疑と予算特別委員会の設置が行われております。

以上が市会との関係です。

## 2 市教委関係

### (1) 主な会議等

- 2/3 南高等学校附属中学校 適性検査
- 2/14 全体校長会議

### (2) 報告事項

- 「年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議」について

続きまして、市教委の関係ですが、主な会議等として2月3日に南高等学校の附属中学校の初めての適性検査が行われております。発表は2月8日に行われております。

それから、2月14日に市立学校全体の全体校長会議が開かれました。

そこで現在市会にかかっております、平成24年度の教育予算案について説明を行ったところでございます。

それから報告事項です。年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議の意見のまとめを座長の小松郁夫先生から2月22日に受けました。これについては、後ほど所管課からご説明をさせていただきます。

これを受けて、以降また教育委員会で議論をするということになると思っております。以上でございます。

## 3 その他

その他はございません。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それではご質問がなければ、別途所管課から説明とありました「年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議」について説明をお願いします。

吉富教育政策  
推進室長

教育政策推進室の吉富と檜原でございます。お手元にあります、「年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議」、昨年9月30日に第1回を開催いたしまして、2月まで6回を開催いたしました。その結果といたしまして、意見のまとめということで完成しましたのでご説明をいたします。

では内容は檜原課長から説明いたします。よろしく申し上げます。

檜原教育政策  
推進室担当課  
長

檜原でございます。よろしくお願ひいたします。資料がかなり大部になりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして2ページをご覧ください。

「1. 検討の背景」ですが、平成18年に横浜教育ビジョン、そして平成23年1月には横浜市教育振興基本計画を策定しました。特に横浜市においては、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校教育事務所による学校支援や校務システムの導入などさまざまな施策に取り組んでおりますが、それとともに、教育活動の根幹をなすカリキュラムの面からも検討をする必要があります。3～4ページをご覧ください。

同時に新学習指導要領の全面実施、小学校は23年度、中学校は24年度でございますが、全面実施に伴う授業時数の確保も求められております。このような状況を踏まえ、必要な授業時数を確保しつつ教員が子どもと向き合う時間を生み出す観点から、年間を通じた授業時数の配当について検討する必要があります。

この授業時数の配当とは、具体的には年間または1週間にどのようにして授業時数を割り振るかということになりますが、その中でも検討会議においては、法令上教育委員会として決定すべき事項である学期制や長期休業日の在り方、土曜日の活用を中心に意見交換が行われました。

またその際には、保護者、教員、市民などを対象に実施した横浜市教育意識調査の速報値なども説明させていただきました。

それでは各論にまいります。5ページをご覧ください。

「2. これまでの取組と、今後の方向性についての意見」ということで、(1)～(4)まで4項目ございます。

(1) 授業時数全体についてですけれども、授業時数については、法令で標準授業時数というものが定められております。表を見ていただければと思います。例えば、小学校2年生の場合、平成4年度からは隔週5日制で週26コマ、平成14年度からは完全週5日制で24コマ、また平成23年度は完全5日制の枠は維持した状態で週26コマということになっており、その分、平日の授業時数が増えております。

また横浜版学習指導要領では、横浜独自の授業時数として、YICAなど20時間が小学校では加わっております。

授業日数につきましては、長期休業の短縮等により、おおむね205～209日が確保されております。

次に6ページの真ん中の「2. 今後の方向性について」ですけれども、まずこのすべての項目に共通しておりますが、ここの「委員等からの意見のまとめ」というところが検討会議の委員からのご意見をまとめて記載した部分でございます。

授業時数については、特に小学校の低学年などでは6時間目の授業に耐えられないなど、小学校における平日の授業時数の過密さに関する意見がありました。総授業時数については、単純な授業時数の増減よりもむしろ現在の授業時数の割り振りの観点からの意見がほとんどでした。増減については、先ほど挙げたYICAを見直すべきではないかという意見と、それに対しYICAの成果が上がっているという意見、また中学校と比較して小学校における全市的な行事の精選が不十分ではないかとの意見と、それに反論する意見とがございました。

次に1枚おめくりいただいて8ページをご覧ください。8ページ、(2)の学期制でございますが、学期制については、横浜市立学校では、平成16年度より2学期制を推進してまいりました。その理由としましては、「学び」の連続性や授業時数の確保などが挙げられております。一方、学校管理運営規則上は2学期制と3学期制とを選択できるという形になっており、平成23年度においては、小学校13校、中学校22校、高校3校が3学期制を実施しております。

次に1枚おめくりいただいて9ページをご覧ください。教育意識調査においては、2学期制、3学期制のどちらがよいかを質問したところ、保護者については7割以上が3学期制を、教員については校種によって異なりますが、小学校の教員については2学期制を、中学校の教員は3学期制を望む割合が高いということがグラフからわかります。

また、学期制の統一・選択という点では、保護者の7割、教員の6割弱が統一したほうがよいという回答でした。

次に10ページ、右側になりますけれどもご覧ください。委員からの意見のまとめですが、検討に先立ち、2学期制の検証をすべきとの意見が多かったことから、すべての市立学校の校長を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ事務局として検証を行いました。

その結果につきましては11ページに抜粋が掲載されておりますが、「学びの連続性」、一番上の部分ですね。その部分では、○の2つ目にありますけれども、学びの連続性という観点では、例えば大きな流れの中では、児童生徒が体験的・問題解決的な学習に取り組むなど、3学期制ではなかなかできない学習内容が実現した。その下にありますけれども、長期休業前と長期休業中の学習相談を実施する学校が増え、一人一人の児童生徒に対し、より丁寧な指導が充実したともまとめております。

また、その下の「教育課程の充実」という点では、③になりますが、「長期休業の縮減」「学校行事の精選」「週時数の増加」など、2学期制を導入する際に学校単位で見直したので成果があったと考える。一方で、現状でもこうした取り組みは、現在では学期制に関係なく取り組める内容ですので、2学期制だからできたということではないのではないかと、一応まとめをしております。

1ページ戻っていただきまして10ページになりますけれども、これに対する意見としては、学期制に移行する際に、指導と評価の問題、授業時数、行事の精選など、一度根本から見直す契機となり、学校がさまざまな工夫を行うようになったという点で効果が大きかったとの意見、一方で、2学期制を全市一斉に導入した際には、下のほうにございますが、学校現場の不安や戸惑いも大きかったりしたことから、2学期制導入の進め方に課題があったのではないかと考えられるとの意見もありました。

次に、13ページをご覧ください。「より望ましい学期制の在り方について」ですが、まず、2学期制と3学期制の学校が存在する現状については、2と3のどちらかが良い悪いということではないという意見が多かったということで、また3学期制についても、単に2学期制から3学期制に、昔に戻ったのではなく、2学期制のよいところを生かした新しい3学期制になってる学校が多いとの意見がありました。

その上で第3パラグラフになりますが、学期制を全面的に統一することについては、現時点では困難であるとの意見がありました。その理由は、自主的・自律的に判断することのよさや意義があること、学期制を変更することにより行事などの調整に大きな労力を要することなどが挙げられました。

一方、特に中学校を中心に、進路につながる評価・評定の出し方が統一されていないことに対する疑問や不安もあることから、保護者を中心に全市で学期を統一したほうがよいのではないかと意見もありました。

また、教育委員会として仮に一定の方針を示したとしても、例外を認めることや、学校評価、運営協議会などで取り上げることなどが意見として挙げられました。

また14ページになりますけれども、いずれの学期を採用するにせよ配慮が必要な点としましては、あゆみ・連絡票に関する業務の負担軽減と、学校評価や学校生活の状況を保護者に積極的に伝えること、特に2学期制導入に伴って面談の回数が増えたということに対して評価をする保護者の声がありました。

こうした意見につきましては、ウの冒頭にありますけれども、おおむね学期制について学校の自主性・自律性が発揮できる制度にすることと、学校自らが選択した学期制について保護者等に説明し、不安や疑問を取り除くことが必要であるということに整理されるかと思えます。

その上で学校種ごとにどちらがということに関しては、比較的、小は2学期、中は3学期がいいのではないかと意見がありました。

一方で、真ん中より下ほどにありますけれども、2学期制を導入してる中学校の先生からは2学期制でもちゃんと工夫をしてやっているということ意見をとし

ておっしゃっておりました。

高校と特別支援学校につきましては、基本的には学校の特色というのが非常に大きいものですから、学校の判断というものを重視すべきではないかとの意見がございました。

1枚おめくりいただきまして、15ページをご覧ください。(3)の長期休業日についてですが、こちらについては平成20年に学校管理運営規則を改正し、夏期休業日の終わりを8月26日とするなど、合計8日間の短縮を実施したところで

す。これについての委員からの意見としましては、長期休業の縮減により授業時数の確保がしやすくなったとの意見、空調設備を全校設置することにより、教育環境は以前より改善されることから、期間についてこのままでよいのではないかとの意見がある一方で、長期休業というのはその時期ならではの体験活動の意義や、暑さの中で授業を受ける児童生徒の体調面、夏期休業日などに行われることの多い教職員への研修への影響などを考慮すると、単に授業時数の捻出のためだけに縮減を考えないほうがよいのではないか。また、ほかの方法で授業時数の確保が可能なら、夏休みの終わりを8月31日まで戻したほうがよいのではないかとの意見がございました。

続きまして、1枚おめくりください。最後の項目(4)の土曜日の活用についてでございますが。

今田委員長

ここは少しゆっくり説明してください。

檜原教育政策  
推進室担当課  
長

はい、わかりました。

土曜日の活用についてですが、学校週5日制は、「学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちにさまざまな活動を経験させ、『生きる力』を育む」という趣旨のもと、平成14年度より全面的に実施され、横浜市としても実施に向けてさまざまな取組を行ってまいりました。

また、土曜日の活用ということに関しましては、各学校の創意工夫のもと、年に数回程度でありますけれども、運動会や学習発表会、授業公開などを実施しております。

右に回数の一覧がございしますが、この回数については比較的小学校のほうが多いというような状況が見て取れるかと思えます。

一方、学校週5日制の趣旨が実現されているかということを経験意識調査で聞きましたところ、教員は、「実現されている」、「どちらかという実現されている」の合計が大体60%余りであったのに対し、保護者としては、「実現されている」、「どちらかといえば実現されている」の合計が37.8%にとどまっております。

次に19ページをご覧ください。あわせて、小学生及び中学生に「あなたは、土曜日の昼間を主にどのように過ごしていますか」ということについて質問しましたところ、小学校で一番多かったのは「家族と一緒に過ごす」、中学校では、圧倒的に「学校の部活動」という回答が多かったです。

一方で、「地域のさまざまな教室や体験活動、行事に参加している」と回答したのは、小学生で5.6%、中学生で1.5%にとどまっております。あわせて「土曜日に授業を実施したほうがよいですか」という質問に対しては、右側になりますけれども、「実施しないほうがよい」と答えられた方が教員では70.5%でありました。一方で、保護者の69.6%、市民の77.9%が何らかの回数で「実施したほうがよい」と回答をしております。

実施しないほうがよい理由としては、「子どもや教員にとって負担となるから」と回答した方が教員では66%、保護者では30%。「家族や友達と過ごす時間が減るから」と回答した方が、保護者で60%余りと、これは実施しないほうがよいと答えた方の60%余りということになっております。

次に21ページをご覧ください。実施したほうがよい理由としましては、「平日の6校時目を土曜日に振り分け、子どもや教員の平日の負担を減らせるから」と回答された方が教員の85.5%、保護者の55.3%に上っております。また、「学校での授業時数が増えるから」と回答した方も保護者の59.5%、教員の26.7%ということになっております。

続きまして、22ページをご覧ください。ここについての委員等からの意見のまとめですが、まず土曜日の活用について、学校・家庭・地域が相互に連携するという「学校週5日制」の趣旨を生かすべきという点については、委員の共通の見解でございました。

その上で、土曜日の活用の在り方については、土曜日に授業を行うことにより、「子どもたちや教員にとって、平日等の過密の解消につながるのか」もしくは、「土曜日を活用した教育活動により、横浜の子どもが育まれるのか」この2つの観点から賛否両論ということも含めまして、さまざまな意見が示されました。

まず、土曜日に授業を行うことにより、子どもたちや教員にとって平日等の過密の解消につながるかという点については、平日の授業時間数を土曜日に回すことにより、教員と子どもが向き合う時間や教材研究、校内研修のための時間が生まれるとともに、小学生にとって負担になる6時間目授業を少しでも、土曜日に回すことが可能になるとの意見がございました。

一方で教職員の勤務状況を考えて、土曜日に授業を実施しても教職員の負担軽減にはつながらないのではないかと意見もございました。

次に「土曜日を活用した教育活動により、横浜の子どもが育まれるのか」という部分については、保護者等が参加しやすい土曜日の活用により、子どもたちの教育に対して、社会や保護者の主体的な参加が期待できるとともに、横浜教育ビジョンにもあります、子どもたちの「公」「開」の部分、この部分を育むという観点から意義があるとの意見もあり、具体的な授業の中身についてもご意見がございました。

また、地域活動を学校の教育活動と連動して実施することにより、子どもたちや保護者も地域の中で活動するよさというものを味わうことができる、特に防災訓練などに期待するなんていうご意見もございました。

次に23ページをご覧ください。一方、これに対する慎重なご意見としましては、学校はそれぞれの創意工夫により既にこうした取り組みを実施しているので、新たな取り組みを課す必要はないのではないかと、土曜日にゲストティーチャーを招いた活動を実施する場合には、平日にその準備をするためにさらなる時間を費やすことになり、過度な負担となるのではないかと、また、土曜日は全員ではなくて、むしろ個別の児童生徒に対する補習などに充てたほうがよいのではないかと意見もありました。

また地域活動についても、地域による差が大きいことから、教育委員会を初めとする政策的なサポートが必要であるとの意見もございました。

次にイの教職員の勤務条件の部分でございしますが、基本的には、勤務日と週休日を振り替えることができる「週休日の振替」というものの対応が必要となっております。この範囲が県の人事委員会規則では、前4週・後8週となっておりますが、この点について5月や10月に勤務をした場合の振替を、例えば長期休業日



なんかが比較的教員も休暇がとりやすいですけれども、そういった期間に振替ができるように、前4週・後16週とできるよう県と調整が必要であるとの意見がありました。

あわせて現在でも週休日の振替の取得が難しいという実態があるとの指摘もあり、この部分については法制的に整備するのみならず、夏休みなどを実際に教職員が振替を取得できるようにすることが求められるとの意見がありました。具体的には、市が実施している一斉研修の精選や、教育課程研究協議会の短期間での集中開催のほか、学校判断で学校閉庁など行う場合に、教育委員会がバックアップをするという体制が必要との意見がございました。

次にウであります。特別支援学校については、通学距離が長く、通学バスを利用している児童生徒が多いことなども挙げられることから、土曜日に授業実施することがかえって児童生徒の負担を増やしてしまう可能性が高いという点について指摘がありました。

また高等学校については、むしろサイエンスなどを初めとして、学校ごとの特色で実施している場合が多いので、基本的には学校判断でよいのではないかとの意見がありました。

次にエ、部活動についてですが、この点については、1枚おめくりいただきまして25ページになりますが、部活動の市大会や地区大会については、土日に開催されることも多く、また県大会や関東大会、全国大会などとも連動することから、調整が必要になるとの指摘がございました。

一方、今回の議論を契機にまた週7日、週6日部活動に参加している生徒も非常に多く指導に携わる教員の週休日の振替の取得が難しいことなどを踏まえて、土日の部活動の在り方そのものについても議論を提起する必要があるとの意見もありました。

報告は以上になりまして、最後に「おわりに」の部分の2パラグラフ目にありますけれども、検討会議においては多岐にわたる論点それぞれについて非常に活発な議論が交わされました。挙げられた意見の中には、それぞれ全く異なる角度からのものも多く、『意見のまとめ』自体では、必ずしも一つの方向性を示しているわけではない点も存在するけれども、これは発言した委員の多寡にかかわらず、可能な限り、多様な意見を『意見のまとめ』に反映しようとした結果であるということでもまとめられております。

次ページ以降は資料になりますので、説明は省略させていただきます。以上です。

今田委員長

はい。ありがとうございました。説明が終了しました。既に事前に配布していただいていたから、皆さん、それぞれの立場でご覧になったと思いますが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。今後の扱いというのはどのようにになりますか。

山田教育長

これは、教育の基本に、根幹にかかわってくる中身でございますから、先生方にいま一度よく読み込んでいただき、今日でなくて結構ですから、ご質問等があれば事務局にお寄せください。少し整理をして、また委員会の中できちんと議論をしていかないといけないと考えています。

今田委員長

それでは今日のところはよろしいですか。

それぞれもう一度よく読み込んで、素朴な疑問等を含めて議論をしていきたいと思っております。

参考資料の2ページに9月30日からの開催実績が書いてありますね。6回ということですね。

それでは今の教育長からお話がありましたような段取りで進めさせていただくということで、よろしゅうございますか。

各委員

<了 承>

今田委員長

ではそのようにさせていただきます。ご苦労様でした。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。

重内総務課長

はい。2月1日、個人1名から教科書に関する請願書が提出されました。この請願書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。また、卒業式等における国旗掲揚に関する要請書が一団体から、放射線等に関する副読本等に関する陳情書及び要望書が、団体5団体、個人20名から提出されました。これらの要請書、陳情書及び要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

次回の教育委員会定例会は3月13日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会定例会は3月13日火曜日の午前10時から開催することとします。

それでは審議に移ります。教育委員会第74号議案、横浜市三殿台考古館条例施行規則等の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

鈴木生涯学習  
担当部長

おはようございます。生涯学習を担当しております、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

この件でございますけれども、昨年末の市会で指定管理施設の設置条例が改正されました。これなどを受けまして、関連の規則の一部を今回改正するものでございます。内容につきましては、担当の課長のほうから説明申し上げます。

中田生涯学習  
文化財課長

担当課長の中田でございます。おはようございます。

ではお手元の議案に沿ってご説明させていただきます。下のほうにページが振ってございますので、ご覧ください。まず1ページ目に、74号議案「横浜市三殿台考古館条例施行規則等の一部改正について」ということで、これは9つの規則が関係してまいります。後ほどご説明させていただきます。

2ページ目が提案理由でございます。指定管理者の指定手続き等を定めるための関係条例の整備に関する条例の制定等に伴い、横浜市三殿台考古館条例施行規則ほか8規則の一部を改正したいので提案するというところでございます。

以下、3ページから5ページまでが、改正いたします規則の内容でございます。

それから7ページから22ページまでが9つの各施行規則の新旧対照表でございます。

それから23ページから37ページまでが参考ということで、改正されました条例のほうの改正内容でございます。

最後の 39 ページが説明資料ということになっておりますので、初めに 39 ページの説明資料をご覧いただきたいと思います。

趣旨につきましては、先ほどの提案理由のとおりでございます。

2 番、規則改正の内容ですが、ここには 2 つの項目が書かれてございます。

(1) のほうが条例が改正されたということで、施行規則が引用する条例の条項の表記の改正ということでございます。これは、各施設の設置条例の一部改正に伴い、新たな条文が追加されたことにより、繰り下げられた条項を規則のほうで引用している部分につきまして、条例に合わせて表記を改正するというところでございます。

具体的に 1 つだけご説明していきたいと思います。横浜都市発展記念館条例で、規則のほうでご説明したいと思います。まず、26 ページ、27 ページをご覧いただきたいと思います。

26 ページ、27 ページのほうに横浜都市発展記念館条例の改正内容が書かれてございます。ここでは、右側の 27 ページ第 6 条というところに指定管理の関係で管理の業務の評価というのがつけ加わりました。これによりまして、以下の条文が繰り下がるということで、もともと第 6 条だった部分が第 7 条、第 7 条だった部分が第 8 条というような形になります。

これを受けまして、この規則のほうになりますけれども、規則は 10 ページをご覧いただきたいと思います。10 ページに横浜都市発展記念館条例施行規則の一部改正の新旧対照表がございますが、現行の規則では、ここに左側ですが、6 条、資料の撮影等の許可という中で、条例第 6 条第 1 項の規定によりと書いてございますけれども、これが先ほどの条例で第 6 条が第 7 条になったということで、規則のほうも第 6 条で、条例第 7 条第 1 項というように変わってまいります。以下、同じような形で関係する、引用する条文につきましては、すべて新しい改正条例に合わせて変えていくということになります。

ほかについては省略させていただきます。

それから、もう一度 39 ページに戻っていただきまして、2 の (2) のほうです。字句の改正ということで、規則の中で「登記簿謄本」という用語を使っている部分がございますが、これは法律のほうでこの言葉ではなくて「登記事項証明書」というような形が変わってございますので、それに合わせまして変えてございます。これにつきましては、7 ページをご覧いただきたいと思います。

ここに三殿台考古館条例の規則がございますけれども、ここで現行 5 条の第 2 項のところ「当該法人の登記簿謄本」と書いてありますが、これを改正することによりまして「当該法人の登記事項証明書」というような形になります。以下、関係するところがある規則につきましては同じように改正いたします。

39 ページに戻りますけれども、関係する規則でございますが、(3) 横浜市三殿台考古館条例施行規則から始まりまして、1、2、3、4、5、6、7、8、9、横浜市図書館規則までの規則につきまして、その (1)、(2) にかかる部分を改正してまいります。よろしくお願いいたします。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。条例改正を受けた改正ということで、それでは本件については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長 では原案のとおり承認いたします。  
次に第 75 号議案、教育長に専決させる請願及び陳情の指定の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

重内総務課長 総務課長重内でございます。よろしくお願いいたします。  
お手元の議案をご覧ください。教委第 75 号議案でございます。  
まず 1 ページ目ですが、この議案は教育長に委任する事務等に関する規則第 4 条第 9 号の規定に基づきまして、教育長に専決させる請願、陳情の指定について改正しようとするものです。  
次に 2 ページをお開きください。提案理由でございます。昨年 8 月に平成 23 年度の教科書採択が終了いたしまして、来年度に向け、教科書関係の請願、陳情にかかる教育長専決について整理をするため、規定の一部改正をお願いするものでございます。  
続いて 3 ページをご覧ください。今回、現行の第 4 号及び第 5 号にあります、23 年度以前に採択をされた教科書関係の規定を、第 1 号及び第 3 号で整理しております。改正の詳細につきましては、恐れ入りますが、4 ページの参考のところでご説明をさせていただきます。下線を引いた部分が改正点でございますが、上段が改正案、下段が現行規定というふうになっております。  
まず現行の「教育長に専決させる請願及び陳情の指定」の第 1 号にございます、「平成 21 年度及び平成 22 年度に採択された」となっております規定をこれまではこのように年度で示していたものを、上段にございますように、「横浜市教育委員会が採択した」という形に改めるものです。  
同様に、第 3 号の「平成 22 年度に」とございますのを「横浜市教育委員会により」に改めさせていただきます。また加えて、第 4 号及び第 5 号を削除いたします。またそれとともに、数字の字句訂正を行うというものでございます。  
5 ページからは教育長に委任する事務等に関する規則を参考としておつけしております。  
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。  
よろしいですか。  
それでは特にご意見がないようですので、75 号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは原案のとおり承認いたします。ご苦勞様でした。  
本日の案件は以上です。  
その他、委員の皆さんから何かございましたらどうぞ。  
いいですか。それでは、特にご発言等がなければ本日の教育委員会臨時会をこれで閉会といたします。ご苦勞様でした。

[閉会時刻：午前 10 時 40 分]